

令和7年 2月 13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲良町長 寺本 純二

市町村名 (市町村コード)	甲良町 (25442)	
地域名 (地域内農業集落名)	金屋 ( 金屋 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年 2月 13日 (第 1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

個別農家は、後継者不足により農業従事者の高齢化が進んでいる。また、地域の中核となる集落営農法人も、中心的な作業従事者の高齢化と集落営農法人の作業確保に苦慮している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業組合法人では、稲、麦、大豆、野菜の栽培による経営を展開しているが、従事者の高齢化や、後継となる者の不在により農作業従事者が確保できなく時を確実に迎えることが予想されている。その時点において、専門的な新たな就農者を確保して、円滑に地域の農業を引き継げる状況を確立していくことが求められる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として金屋における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を金屋地域計画のエリアとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農事組合法人による効率的な作業環境を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備から、40年前後経過して用水路や農道については、修繕や補修に努めることとする一方、規模の大きな修繕や補修は現在の農産物の価格では農業者で負担する範囲を超えており、行政による財源面の支援が望まれる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農ができるような、農業政策面での大きな変革や地域の農業を守るための支援が必要である。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除(水稲・麦・大豆)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ②環境保全型農業直接支払交付金 カバークロップ IPM 緩効性肥料・長期中干実施  
化学農薬および化学肥料の使用料を5割以下に抑えた栽培方法により、県の環境こだわり農業推進条例の規定に基づく認証を受けている。
- ⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業  
農村まるごと 農地維持・資源向上実施